

青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の一部改正について

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の制定により、指定居宅サービスに要する費用の額の算定にかかる単位数、加算項目等が見直されたことを踏まえ、下記のとおり市の関係要綱について整備を行いました。

1 改正する要綱

- (1) 青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- (2) 青梅市介護予防・日常生活支援総合事業における電話等状況確認サービス

2 主な改正内容

主な改正内容は以下のとおりです。詳細は別紙1（国告示）を御確認ください。

また、改正後のサービスコードについては、別紙2を御確認ください。

(1) 報酬単価の改定

A2、A6、AFの単位は国告示に示された基準（別紙1）に準拠します。A3、A7については国基準をもとに、これまでと同様の方法にて算出した単位数等としました。

(2) 第1号事業費の加算の新設・改定

A2、A6の加算は国告示に示された加算（別紙1）に準拠します。A3、A7の加算については、口腔機能向上加算（Ⅱ）の新設、栄養改善加算の算定条件、単位数変更があります。

(3) 介護予防ケアマネジメント費の加算の改廃

介護予防小規模多機能型居宅事業所連携加算が廃止され、連携加算が新設となります。新設される委託連携加算の委託料率は、マネジメント費や初回加算と同様に、95%とします。

(4) 期間限定の特例的な取扱い

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの措置として、第1号事業費および介護予防ケアマネジメント費について、所定単位数等の1001/1000を算定することとなります。小数点以下の端数処理については、四捨五入となりますが、端数処理の結果、上乘せされる単位

数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定します。

例1：要支援1の方がA6の週1回通所（運動器機能向上加算あり）  
を利用した場合

基本報酬  $1,672 \text{ 単位} \times 1001/1000 = 1673.672 \text{ 単位}$

→1,674単位（四捨五入）

加算 225単位（運動器機能向上加算）

合計  $1,674 \text{ 単位} + 225 \text{ 単位} = 1,899 \text{ 単位}$

例2：要支援1の方が例1のサービスとA3の市の指定する研修の  
修了者による訪問型サービス（月3回）を利用した場合

基本報酬

A6：例1の計算のとおり 1,674単位

A3： $143 \text{ 単位/回} \times 3 \text{ 回} \times 1001/1000 = 429.429 \text{ 単位}$

→430単位（切上げ）

加算 225単位（A6の運動器機能向上加算）

合計  $1,674 \text{ 単位} + 430 \text{ 単位} + 225 \text{ 単位} = 2,329 \text{ 単位}$

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 問合せ先

青梅市健康福祉部高齢者支援課包括支援係 久保（内線2159）

以上